

杉並区立杉並第十小学校学校いじめ防止基本方針・学校いじめ対策委員会

杉並区立杉並第十小学校学校いじめ防止基本方針

令和6年8月改定

杉並第十小学校

本校は、いじめ防止対策推進法の制定を受け、児童が安心して学習、その他の活動に取り組めることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として以下の基本方針を策定します。

1 本校におけるいじめ防止等に関する取組

(1) 未然に防止するための取組方針

学校は、定期的に子供がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、道徳の時間や特別活動において、「いじめに関する授業」を実施する。

(2) 早期に発見するための取組方針

学校は、効果的にいじめの実態を把握できるよう、いじめの詳細を記録していく。また、年3回の「ふれあい月間」の取組でいじめアンケート等の調査を行い、いじめの実態を把握する。

(2回目は保護者と児童が一緒に行く。)

毎月の生活指導部会では、各学年のいじめや不登校などの情報を伝え合い、共有していく。

(3) 早期に解決するための対応方針

- ・学校は、被害の児童の安全確保のため、状況をきめ細かく把握する。例えば、授業中や休み時間を利用した複数の教員による毎日の声かけや夕会等を利用した被害の児童の情報共有を行う。

- ・いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラー(SC) スクールソーシャルワーカー(SSW)等を活用し、被害の児童やその保護者をケアする。

- ・学校は、加害の児童を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、この教員による単発の指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中心になって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。

(4) 重大ないじめ事態が発生した場合の対応方針

- ・学校の下に、杉並区いじめ問題対策委員会を開催し、事実関係を明確にする。調査結果を教育委員会に報告する。教育委員会は調査結果、事態への対処及び再発防止策を区長並びにいじめを受けた児童生徒・保護者に報告し、調査結果、事態への対処及び再発防止策を踏まえた必要な措置を行う。

2 教育委員会や関連機関との連携方針

- ・学校は、重大事態の発生等について区教育委員会に速やかに報告し、区教育委員会と一体となって対応する。

- ・学校は、深刻ないじめの原因の1つとして被害の児童や加害の児童の家庭に虐待等があると疑われる場合は、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。

3 教職員のいじめ防止に向けた対応能力を図るための取組

学校は、いじめ防止対策推進法等で示されている組織を、教職員が確実に実行できるようにするため、教職員に対する校内研修を行う。